

知的障害及び発達障害のある幼児に対する「健康」の指導・支援 幼稚園教育要領の領域「健康」と特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」との 対応関係

Health Education and Care for Children with Intellectual Disability or Developmental Disorder : Correspondence Relationship between “Health” in Course of Study for Kindergarten and “the Therapeutic Educational Activity” in Course of Study for Special Needs Education School

古井 克憲
Katsunori FURUI
(和歌山大学教育学部)

2016年10月3日受理

【抄録】

近年、障害のある幼児の指導・支援を行う際、「自立活動」の視点を取り入れることが必要とされている。そこで本研究では、幼稚園教育要領における領域「健康」の内容が、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」のどの内容に対応しているかについて整理する。その結果、両者には多くの対応関係が認められた。これを踏まえて、統合保育を行う幼稚園では、知的障害及び発達障害のある幼児に対する「健康」の指導・支援の際、幼稚園教育要領の「健康」の内容に則り、障害の特性に応じた「自立活動」の指導・支援内容に留意する必要がある。具体的には「教師との安定した関係を築くこと」や「時間の構造化」「事前に体験できる機会を設定すること」「適切な運動(粗大運動、微細運動)を取り入れること」「視覚的な手がかりのある中で生活習慣について学ぶこと」「話し言葉のみではないコミュニケーションの取り方の指導」である。さらに、本研究では、領域「健康」の内容と対応関係が認められなかった「自立活動」における「環境の把握」の内容について、幼児の感覚面や認知面に配慮した指導・支援に留意することも重要であると示唆した。

キーワード：健康、自立活動、幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領、知的障害、発達障害

1. 研究の背景及び目的

1980年代中頃以降、幼稚園での障害児保育は、障害児と健常児が同じ場で保育を受ける形態、すなわち統合保育を基本として展開されている(吉川 2015)。2008年の幼稚園教育要領では、障害児の指導については留意事項として「集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮」し、「支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とされた。すなわち、幼稚園では、健常児との集団生活のもと、障害児一人ひとりの状態に応じた指導・支援が展開されることが求められている。特別支援教育では、障害に応じた指導として「自立活動」が位置づけられている。特別支援学校幼稚部教育要領における「自立活動」のねらいは「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は

生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことである。現在、幼稚園では、障害の医学的診断のある幼児のみならず、発達障害の可能性のある幼児が増加している¹⁾。ゆえに、統合保育が行われる幼稚園では、障害児に対して「自立活動」の時間を別に設けるだけでなく、通常の教育実践が、「自立活動」の内容に留意して実施されることが必要であり、かつ現実的であると考えられる。幼稚園で障害のある幼児の指導を行う際、「自立活動」の視点を取り入れることを提案している松原(2010)は、幼稚園教育要領における5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」のねらい及び内容と密接な関連を図りながら、「自立活動」の内容の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な内容を設定するように工夫することが大切であると述べている。

ゆえに、幼稚園教育要領の5領域と、特別支援学校幼稚園教育要領における「自立活動」との関係について内容を整理し、教育実践に活かしていくことが必要であろう。

そこで本稿では、幼稚園教育要領における5領域の一つ「健康」の指導・支援に焦点を当て、その内容と、「自立活動」の内容との対応関係を検討する。幼稚園教育要領における5領域は、互いに密接に関連しており、総合的に捉える必要がある。ゆえに、一つの領域に焦点を当てて論じるのには限界があるかもしれない。しかし、「領域ごとに子どもたちの姿や子どもたちの経験を整理することで、領域ごとのねらいを実現するために保育者がどのような環境を整えればよいのかが見えてくる」、「総合的である子どもたちの活動を分析的にみる保育者の視点は、この時期に子どもたちが出会う偶発的出来事を意味のある出来事に変えることができ」必要な環境を構成することができる、という指摘がある(無藤 2008)。加えて、幼稚園教育要領の「健康」に含まれている、生活リズムや基本的生活習慣の確立は、乳幼児期における重要な発達課題として位置付けられるため、本研究では「健康」の指導・支援に焦点を当てる²⁾。以上より、幼稚園において統合保育を行っていく上で「自立活動」の内容を意識した「健康」の指導・支援について検討することには意義があると考えられよう。

したがって本研究では、幼稚園教育要領における領域「健康」の内容が、特別支援学校幼稚園学習指導要領における「自立活動」のどの内容に対応しているかについて整理する。それによって、知的障害及び発達障害のある幼児の「健康」の指導・支援について検討する。以下、幼稚園教育要領における領域「健康」及び特別支援学校学習指導要領の「自立活動」の内容を整理した上で、両者の対応関係について分析する。

2. 幼稚園教育要領における「健康」と特別支援学校幼稚園教育要領における「自立活動」

(1) 幼稚園教育要領における「健康」

幼稚園教育要領(文部科学省 2008)は全3章で構成されている。「第1章 総則」「第2章 ねらい及び内容」「第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」である。このうち第2章において、領域「健康」に関する「1.ねらい」「2.内容」「3.内容の取扱い」が記載されている。領域「健康」の「1.ねらい」は、(1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう、(2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする、(3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける、の3点である。「2.内容」については表1.に示す。障害児に対する「健康」の指導・支援についてはとくに言及されていない。

領域「健康」の指導・支援に当たっては、とくに以

下の内容が重視される(無藤 2008)。子どもは、体を鍛えれば健康になるのではなく、心の安定が得られることが重要であり、幼稚園では、先生との信頼関係が得られることで外に向けて活動する力が子どもの中で生じる。それにより、子どもは安心して様々なものや人との関わることができ、学びを深めていくことができる。

また、健康や安全な生活を営むうえで必要となる基本的生活習慣の形成も領域「健康」の指導・支援では必要とされる。習慣を決まりきったものとして子どもに押し付けるのではなく、子どもが必要を感じて行えることが重要である。

つづいて、幼稚園における「健康」指導の具体的項目について表2.に示す。表2.は、幼稚園教育要領、保育内容「健康」の教科書(杉原 2001・無藤 2008)を参考に、子どもの貧困や児童虐待といった子どもを取り巻く現代社会の状況も考慮して、筆者が作成したものである³⁾。幼稚園では、乳幼児期の発達段階を踏まえ、適切な環境設定がなされた上で、遊びを通して、子どもの心と体の「健康」を支える指導・支援がなされることが必要とされる。また、「健康」の指導・支援には、基本的生活習慣の育成に加えて、病気の理解や予防、及び道具や遊具で遊ぶ際の安全教育も含まれている。さらに、「ストレス症状のサイン及び、乳幼児期に生じやすい問題とその対応」として、夜尿症や夜驚症、チック、吃音、場面緘黙等の理解と対応も幼児に対する「健康」の指導・支援の対象に含まれよう。そして現在では、子どもの貧困や児童虐待が「健康」に及ぼす影響を指導・支援の際に留意することも必要である。

表1. 幼稚園教育要領「健康」の内容

-
- (1)先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
 - (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かし
 - (3)進んで戸外で遊ぶ
 - (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
 - (5)先生や友達と食べることを楽しむ。
 - (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
 - (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
 - (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
 - (9)自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
 - (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
-

表2. 領域「健康」の指導・支援の具体的項目

1	保育における健康
2	乳幼児期における健康・発達の特徴
3	乳幼児期における運動機能の発達と健康支援
4	乳幼児期における情動の発達と健康支援
5	乳幼児期における社会性の発達と健康支援
6	乳幼児期におけることばの発達と健康支援
7	乳幼児期における認知・思考の発達と健康支援
8	乳幼児期における基本的生活習慣の育成
9	乳幼児期にかかりやすい病気と病気予防
10	幼稚園における安全教育
11	子どものストレス症状のサイン及び、乳幼児期に生じやすい問題とその対応
12	子どもの健康を支える母子保健サービス
13	子どもの貧困が健康に及ぼす影響
14	児童虐待が子どもの健康に及ぼす影響
15	障害のある子どもに対する支援の実際

(2)特別支援学校幼稚部教育要領における「自立活動」

特別支援学校幼稚部教育要領は「第1章 総則」「第2章 ねらい及び内容等」「第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項」で構成されている。第1章と第3章の大部分は、幼稚園教育要領の内容と共通している⁴⁾。相違点は、幼稚部教育要領では障害児の障害の状態や発達の程度への配慮が随所に記述されている点にある。第2章について、幼稚部では「健康、人間関係、環境、言葉及び表現」の5領域は幼稚園教育要領に準じたものとされた上で、「自立活動」のねらいと内容が記載されている。「自立活動」の内容を表3.に示す。

「自立活動」の内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分である。これらの区分の下に、3～5の項目が示されている。これらの項目は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」が抽出されたものである。「自立活動」の内容は、障害児に対する具体的な指導内容を検討する際の視点を提供している。

特別支援学校幼稚部教育要領では、「自立活動」の指導において「個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある」と述べられている。自立活動の具体的な指導内容は、指導要領に示された内容から児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものであり、教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっているものではない。また、文部科学省による自立活動の解説によると、「自立活動の指導は個別で行われることが多いが、指導の目標を達成するうえで効果的な場合は、集団を構成して指導することも考えられる」としている。

表3. 自立活動の区分及び項目

(1)健康の保持	ア 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 イ 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 ウ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 エ 健康状態の維持・改善に関すること。
(2)心理的な安定	ア 情緒の安定に関すること。 イ 状況の理解と変化への対応に関すること。 ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
(3)人間関係の形成	ア 他者とのかかわりの基礎に関すること。 イ 他者の意図や感情の理解に関すること。 ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。 エ 集団への参加の基礎に関すること。
(4)環境の把握	ア 保有する感覚の活用に関すること。 イ 感覚や認知の特性への対応に関すること。 ウ 感覚の補助及び代手段の活用に関すること。 エ 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 オ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
(5)身体の動き	ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。 エ 身体の移動能力に関すること。 オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
(6)コミュニケーション	ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 イ 言語の受容と表出に関すること。 ウ 言語の形成と活用に関すること。 エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

4. 幼稚園教育要領における領域「健康」の内容と特別支援学校幼稚部学習指導要領における「自立活動」との対応関係

松原(2010)は、幼稚園における障害児の指導に関する実践研究を行い、幼稚園教育要領の5領域と、自立活動との関係をまとめている。例えば、表1.の「(7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする」は、表3.における自立活動の「健康の保持(ア)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」と「身体の動き(ウ)日常生活に必要な基本動作に関すること」と対応している。本研究では、幼稚園教育要領解説(2008)と特別支援学校学習指導要領解説(2009)の記述内容を基に、以下、幼稚園教育要領における「健康」の(1)~(10)の内容と、「自立活動」の内容との間に対応関係が認められるものを整理して記述する(表4.)。さらに、特別支援学校学習指導要領解説より、知的障害及び発達障害(とくに自閉症)のある子どもへの具体的な指導内容を挙げる。これによって、幼稚園における通常の教育課程の中で、「自立活動」を意識した、知的障害及び発達障害のある幼児に必要な「健康」の指導・支援について提示する。

表4. 幼稚園教育要領「健康」の内容と自立活動との関係

幼稚園教育要領 「健康」の内容	特別支援学校幼稚部教育要領 「自立活動」区分及び項目
(1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。	(2)心理的な安定 (ア) (イ) (ウ) (3)人間関係の形成 (ア) (イ) (ウ) (エ) (6)コミュニケーション (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
(2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす	(1)健康の保持 (ア) (イ) (5)身体の動き (ア) (イ) (ウ) (エ)
(3)進んで戸外で遊ぶ	(1)健康の保持 (ア) (イ) (5)身体の動き (ア) (イ) (ウ) (エ)
(4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。	(2)心理的な安定 (イ) (3)人間関係の形成 (ウ) (エ) (6)コミュニケーション (オ)
(5)先生や友達と食べることを楽しむ。	(1)健康の保持 (ア) (イ) (2)心理的な安定 (ア) (3)人間関係の形成 (ア) (イ) (ウ) (エ)
(6)健康な生活のリズムを身に付ける。	(1)健康の保持 (ア) (イ) (ウ)
(7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分で する。	(1)健康の保持 (ア) (5)身体の動き (ウ)
(8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを もって行動する。	(1)健康の保持 (ア) (3)人間関係の形成 (ア) (イ) (ウ) (エ)
(9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。	(1)健康の保持 (ア) (イ) (ウ) (エ)
(10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて 行動する。	(2)心理的な安定 (ア) (イ)

(1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する
この内容のポイントは、幼稚園教育要領解説によると、先生が一人ひとりの幼児と信頼関係を築くことによって、子どもが「安定感」を得られ、活動意欲が高まり、行動範囲も広がる、さらに、先生との信頼関係を得た子どもは、友達と過ごす喜びや楽しさを味わうことができるようになる、という点にある。子どもが心の「安定感」をもち、意欲を高めることを重視する内容であるため、「自立活動」の(2)心理的な安定の全項目(「ア. 情緒の安定に関すること」「イ. 状況の理解と変化への対応に関すること」「ウ. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること」)に関係すると考えられる。また、「先生や友達」との人間関係の形成を示す内容であるため、「自立活動」における(3)人間関係の形成の4項目(「ア. 他者とのかかわりの基礎に関すること」「イ. 他者の意図や感情の理解に関すること」「ウ. 自己の理解と行動の調整に関すること」「エ. 集団への参加の基礎に関すること」と)との共通点を見いだすことができ、(6)コミュニケーションの項目とも関係が認められる。

特別支援学校学習指導要領解説では、自閉症の子どもに対する(2)心理的な安定 「イ. 状況の理解と変化への対応に関すること」の具体的指導の内容として以下のように示されている。

(2)心理的な安定 イ. 状況の理解と変化への対応に関すること 具体的指導内容例と留意点

自閉症のある幼児児童生徒は、予告なしに行われる避難訓練や、急な予定の変更などに対応することができず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。このような場合には、予想される事態や状況を予告したり、事前に体験できる機会を設定したりすることなどが必要である。

以上より、自閉症のある子どもが幼稚園で「先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する」ためには、先生が「予想される事態や状況を予告したり」すること、いわゆる「時間の構造化」や、「事前に体験できる機会を設定する」ことが「健康」の指導・支援として必要となる。

また、幼稚園で幼児が「安定感」を得るために先生との信頼関係を築くことは、下記に示す自閉症の子どもの「自立活動」(3)人間関係「ア. 他者とのかかわりの基礎に関すること」に関する具体的な指導内容にある「教師との安定した関係を形成すること」と共通している。

(3)人間関係の形成 ア. 他者とのかかわりの基礎に関すること 具体的指導内容例と留意点

他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が十分に身に付いていない自閉症のある幼児児童生徒の場合には、まず、直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との安定した関係を形成することが大

切である。そして、やりとりの方法を大きく変えず繰り返し指導するなどして、そのやりとりの方法が定着するようにし、相互にかかわり合う素地を作ることが重要である。その後、言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報を加えて分かりやすくすることも大切である。

そして、友達との関係や触れ合いを築くことについて、自閉症のある子どもの場合、「自立活動」(3)人間関係の形成において、以下の指導が必要とされている。

(3)人間関係の形成 イ. 他者の意図や感情の理解に関すること 具体的な指導内容例と留意点

自閉症のある幼児児童生徒は、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の心の状態を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまうため、行動や表情に表れている相手の真意を読み取れないこともある。そこで生活の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、立場や考えを推測するような指導を通して、相手とかかわる際の具体的な方法を身につけることが大切である。

(3)人間関係の形成 ウ. 自己の理解と行動の調整に関すること 他の項目との関連例

自閉症のある幼児児童生徒は、「他者が自分をどう見ているか」、「どうしてそのような見方をするのか」ということの意味が十分でないことから、「自分がどのような人間であるのか」といった自己の理解が困難な場合がある。そのため、友達の行動に対して適切に応じることができないことがある。このような場合には、体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの理解を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりする指導を関連付けて行うことが必要である。

そして、「安定感」をもち意欲を高めることは、以下に示す、自立活動の(3)人間関係の形成「ウ. 自己の理解と行動の調整に関すること」の知的障害のある子どもに対する具体的な指導内容にある「成就感」との関係が認められる。

(3)人間関係の形成 ウ. 自己の理解と行動の調整に関すること 具体的な指導内容例と留意点

知的障害のある生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信が持てず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己の理解を深めていくことが大切である。

さらに、先生や友達との関係の形成には、「自立活動」(6)コミュニケーションの内容とも関係する。

(6)コミュニケーション ア. コミュニケーションの基礎的能力に関すること 具体的な指導内容例と留意点

自閉症のある幼児児童生徒の場合、持ち主の了解を得ないで、物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れようとしたりすることがある。また、他の人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとすることもある。このような状態に対しては、周囲の者がそれらの行動は意思や要求を伝達しようとした行為であると理解するとともに、できるだけ望ましい方法で意思や要求などが伝わる経験を積み重ねるよう指導することが大切である。

(6)コミュニケーション ア. コミュニケーションの基礎的能力に関すること 他の項目との関連例

知的障害のある幼児児童生徒には、発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができるが、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない場合がある。

このような場合には、幼児児童生徒が欲しいものを要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、幼児児童生徒の様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切である。

同時に、他の人への関心が乏しいことや、他の人からの働き掛けを受け入れることが難しい場合もあることから、教師との信頼関係を形成し、教師の言葉や動きに対する関心を高めるようにすることが大切である。また、コミュニケーション手段として身振りや機器などを活用する際には、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、無理なく活用できるように工夫することが必要である。

(6)コミュニケーション イ. 言語の受容と表出に関すること 他の項目との関連例

自閉症のある幼児児童生徒の中には、他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい場合があることから、話す人の方向を見たり、話を聞く態度を形成したりするなど、他の人とのかかわりやコミュニケーションの基礎に関する指導を行うことが大切である。その上で、正確に他者とやりとりするために、絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことや、絵や記号を示したボタンを押すと音声が出る機器などを活用して自分の話したいことを相手に伝えることなど、様々なコミュニケーション手段を用いることも有効である。

知的障害や自閉症の子どもは、障害の特性として、

言語的コミュニケーション能力の制約があるため、音声言語のみならず身振りや手ぶり、視覚支援や機器などを用いた指導・支援が必要とされる。

(2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす

この内容のポイントは、幼稚園教育要領解説によると、身体機能が著しく発達する幼児期において、子どもは遊びを通して十分に体を動かし、活動意欲を満足させることによって、身体の調和的な発達が促されるという点にある。「身体の調和的な発達」という点で、(1)健康の保持の「ア. 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」「エ. 健康状態の維持・改善に関すること」に共通する内容として考えられる。日中、体を十分に動かした子どもは、夜間に十分な睡眠をとることができ、生活リズムや生活習慣が形成され、健康状態が維持される。

また、「十分に体を動かす」という点からは(2)身体の動きの「ア. 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」「ウ. 日常生活に必要な基本動作に関すること」「エ. 身体の移動能力に関すること」「オ. 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること」に関係する内容として捉えられる。

「身体の調和的な発達」「十分に体を動かす」という点について、知的障害や自閉症に対する自立活動の具体的指導と関係が認められるのは下記の内容である。

(1)健康の保持 エ. 健康状態の維持・改善に関すること 具体的指導内容例と留意点

知的障害や自閉症のある幼児児童生徒の中には、運動量が少なくなり、結果として肥満になったり、体力低下を招いたりする者も見られる。(略)このような幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、適切な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活における自己の健康管理のための指導が必要である。

以上は、後述する幼稚園教育要領の領域「健康」の(5)先生や友達と食べることを楽しむ、(6)健康な生活のリズムを身に付ける、とも共通する内容として捉えられる。

また、領域「健康」における「十分に体を動かす」は、(5)身体の動き「ア. 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」と共通する。

(5)身体の動き ア. 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること 具体的指導内容例と留意点

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難な者がある。このような幼児児童生徒に対しては、より基本的

な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導することが考えられる。そして、次第に、目的の動きに近づけていくことにより、必要な運動・動作が幼児児童生徒に確実に身に付くよう指導することが重要である。

さらに、「十分に体を動かす」というのは、粗大運動や、走ったり跳んだりといった運動的な遊びのみではなく、手先の運動といった微細運動や協調運動も含まれている。ゆえに、以下に示す自立活動の(5)身体の動きの指導内容と関係が認められる。

(5)身体の動き オ. 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること 具体的指導内容例と留意点

自閉症のある幼児児童生徒には、手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られることがある。そのため、目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりすることなどが必要である。また、手指の巧緻性を高めるためには、幼児児童生徒が興味・関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切である。

(3)進んで戸外で遊ぶ

この内容について、幼稚園教育要領解説では、自然環境の中で、子どもが解放感を味わいながら思い切り活動することができるといった、とくに戸外で遊ぶ楽しさや気持ち良さを味わうことによって、全身を使って運動欲求を満たしたり、身近な自然と関わり好奇心を満たしたりすることが重視されている。

とくに戸外で全身を使って運動要求を満たすことがこの内容のポイントであるものの、前節の「(2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」の内容と共通していると考えられるため、自立活動における共通点も同じように捉えられる。

(4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む

これについて、幼稚園教育要領解説では、子どもが特定の活動に偏ることなく、様々な活動を楽しめることを重視したものである。幼児は気に入った活動を繰り返し行うことがあるが、他に活動の選択肢がないためにその活動をせざるをえないことがある。そのため、様々な遊びの選択肢から、子どもが主体的に選ぶことが重視されている。様々な活動を行うためには、変化しうる状況を理解したり、自分の好きなこと苦手なことを把握したりすること、状況に応じたコミュニケーションを行うことが必要である。これについては「自立活動」の(2)心理的安定における「イ. 状況の理解と変化への対応に関すること」、(3)人間関係の形成「ウ. 自己理解と行動の調整に関すること」「エ.

集団への参加の基礎に関すること」に共通する内容と考えられる。また、子どもが主体的に活動に取り組むことが重視されるため、自立活動(6)コミュニケーション「状況に応じたコミュニケーションに関すること」とも対応している。例えば、自閉症の特性の一つに「こだわり」があるため、自閉症の子どもは一つの活動から次の活動にうつることが難しい場合がある。その際、幼児の興味・関心に沿うとともに、状況の変化を伴う活動を提案することによって活動の選択肢を増やすことが大切である。

(5)先生や友達と食べることを楽しむ

この内容は、子どもが食べることの楽しさや喜びに気づくことによって、気持ちが安定したり、活動に積極的に取り組んだりすることができるということを重視した内容である。自立活動との共通点は、(1)健康の保持の「ア. 生活リズムや生活習慣の形成に関すること」「エ. 健康状態の維持・改善に関すること」、(2)心理的安定の「ア. 情緒の安定に関すること」として考えられる。また、「先生や友達と食べる」という点からは、(3)人間関係の形成の「ア. 他者とのかかわりの基礎に関すること」「イ. 他者の意図や感情の理解に関すること」「ウ. 自己の理解と行動の調整に関すること」「エ. 集団への参加の基礎に関すること」とも関係している。

以下、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」の解説では、自閉症のある子どもの食生活への指導・支援について具体的指導内容が記述されている。

(1)健康の保持 ア. 生活リズムや生活習慣の形成に関すること

自閉症のある幼児児童生徒は、特定の食物や衣服に強いこだわりを示す場合がある。そのため、極端な偏食になったり、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けたりすることがある。(略)このような場合には、個々の幼児児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切である。生活のリズムや生活習慣の形成は、日課に即した日常の生活の中で指導をすることによって養うことができるものである。そのため、家庭等との密接な連携の下に指導を行うことが求められる。

(6)健康な生活のリズムを身に付ける

この内容は、子どもが十分な睡眠、バランスのよい食生活、全身を使った活動と休息など、健康な生活のリズムを身に付けることを重視したものである。家庭と十分な連携を図ることも重視されている。この内容については、自立活動の(1)健康の保持の「ア. 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」「イ. 病気の状態の理解と生活管理に関すること」「ウ. 身体各部の状

態の理解と養護に関すること」「エ. 健康状態の維持・改善に関すること」に関係している。

(7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする

これは、子どもが基本的な生活習慣に必要な活動を獲得することを示した内容である。自立活動と関係する内容としては、とくに(1)健康の保持の「ア. 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」が挙げられる。また、生活に必要な基本的な身体動作を獲得する点では(5)身体の動きの「ウ. 日常生活に必要な基本動作に関すること」と関係していると考えられる。以下、特別支援学校学習指導要領解説では、知的障害のある子どもに対する衣服の着脱場面や食事場面での注意点が示されている。

(5)身体の動き ウ. 日常生活に必要な基本動作に関すること 他の項目との関連例

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、細かな手指の動作が困難であり、衣服の着脱や食事などが困難な者がある。このような幼児児童生徒は、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導するが、その際、注意が他のことに向いてしまって、衣服の着脱等に気持ちを集中させて取り組むことが難しいことも多い。そのため、集中して取り組むことができるように、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫が大切である。

(8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する

この内容については、幼稚園教育要領解説によると、子どもが幼稚園で集団生活をするにあたり、自分たちで、遊びの準備や片づけといった生活に必要な行動をすること、それによって、時間の見通しや場所の使い方への理解にもつながることを重視したものである。自立活動と関係する点については、生活の見通しをもつことができるという点から(1)健康の保持の「ア. 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」が挙げられる。「自分たちで」という集団生活を重視する内容であることより、(3)人間関係の形成に関係しているとも考えられる。

(9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う

この内容のポイントは、子どもが自分の体を大切にすることに気づくこと、及び、手洗い、歯磨き、うがいなど病気を予防するための活動を獲得することである。すなわち、子どもが自己管理能力を高めることで

ある。これについては、自立活動の(1)健康の保持に密接に関係すると考えられる。とくに、「イ、病気の状態の理解と生活管理に関すること」が関係していると考えられる。以下、てんかんを伴う知的障害のある子どもに対する病気の理解、服薬の理解についての指導例を特別支援学校学習指導要領解説より提示する。

(1)健康の保持 イ、病気の状態の理解と生活管理に関すること 他の項目との関連例より

知的障害があり、かつ、てんかんのある幼児児童生徒の場合、生活上の注意事項を守ることや定期的に服薬することが難しい場合がある。このような幼児児童生徒に対しては、てんかんについて分かりやすく示した絵本やビデオなどを用いて理解を図るとともに、実際の場面を通して、過労を避けることや定時に服薬をすることなどについて具体的に指導することが大切である。また、興奮したりストレスをためたりすることがてんかん発作の誘因となることが多いことから、情緒の安定を図る指導を考慮する必要がある。さらに、幼児児童生徒が注意事項を守り服薬を忘れないようにするためには他の人の理解や協力を得ることが有効な場合もある。したがって、幼児児童生徒の発達の段階に応じて、自分の病状を他の人に適切に伝えることができるようにすることに留意する必要がある。

(10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する

この内容については、幼稚園教育要領によると、子どもが幼稚園生活の中での危険な遊び方や場所、遊具などについて気づくこと、状況に応じて安全な行動をとれること、安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方を理解することである。「入園当初や進級時などにおいては、教師との信頼関係を基盤に安定した情緒の下で生活できるようにすることが大切である」とされていることからして、(2)心理的安定の「ア、情緒の安定に関すること」に関係し、また災害など変化する状況を理解して行動するという点からは、「イ、状況の理解と変化への対応に関すること」にも関係する内容として挙げられる。

5. 知的障害及び発達障害のある幼児に対する「健康」の指導・支援

以上、本研究では、幼稚園教育要領の領域「健康」と特別支援学校学習指導要領の「自立活動」との対応関係を整理した。両者には、多くの関係が認められたことにより、幼稚園教育要領の領域「健康」のねらい・内容に即した活動の指導・支援は、障害のある子どもの「自立活動」の指導・支援にも密接な関係があると確認することができた。

上記を踏まえて、幼稚園で、知的障害及び発達障害

のある幼児に対する「健康」の指導・支援を行う際、すなわち統合保育を行う際は、幼稚園教育要領の領域「健康」に則りつつ、特別支援学校で行われている自立活動の指導内容として挙げられた「教師との安定した関係を築くこと」や「時間の構造化」「事前に体験できる機会を設定すること」「適切な運動(粗大運動、微細運動)を取り入れること」「視覚的な手がかりのある中で生活習慣について学ぶこと」「話し言葉のみではないコミュニケーションの取り方の指導」にとくに留意することが必要である。これらは、障害の特性に応じた指導・支援としてすでに先行研究で述べられているが、本研究では、統合教育を視野に入れ、障害児に対する「健康」の指導・支援の内容として捉えなおすことができたと考えられる。

さらに、幼稚園における「健康」の指導・支援では、領域「健康」の内容とあまり関係が認められなかった、自立活動の「環境の把握」について留意することが重要であろう。自立活動の「環境の把握」は、障害による聴覚・視覚といった感覚の違い、認知の違いに焦点が当てられた項目である。近年、幼稚園では、自閉症のある幼児や、その可能性のある幼児の指導・支援が緊要な課題となっている。自閉症の特性には「感覚の異常」がある。それゆえ、指導・支援の際には、以下の内容を踏まえておくことが重要になる。

(4)環境の把握 ア、保有する感覚の活用に関すること 具体的指導内容例と留意点

肢体不自由や知的障害のある幼児児童生徒の中には、視覚障害や聴覚障害を併せ有する者も少なくないことから、保有する感覚を最大限に活用して、学習や日常生活に必要な情報を適切に取り入れるための指導が必要である。

(4)環境の把握 イ、感覚や認知の特性への対応に関すること 具体的指導内容例と留意点

自閉症のある幼児児童生徒は、聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことが見られる。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥ることもある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。

このように、幼稚園で障害のある幼児を含め「健康」を指導・支援する上では、幼児の感覚面・認知面の把握を行い、指導・支援計画を作成することが求められると考えられる。

今後は、本研究で整理された内容を実践現場で検証するとともに、「自立活動」の内容と、「健康」以外の

領域の内容との対応関係の整理を行うことを課題とした。

注

- 1) 本稿における発達障害は、発達障害者支援法による「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいう。本研究で、知的障害及び発達障害のある子どもを対象とするのは、両障害が身体障害と比べて「見えない障害」という共通点があると考えられるからである。さらに、本研究では、発達障害のうち、乳幼児期に気づかれることが多い「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」、すなわち、アメリカ精神医学会によるDSM-5の自閉症スペクトラム障害に焦点を当てる。自閉症スペクトラムとは、知的障害との関係で捉えられており、自閉症には重度の知的障害のある者から、軽度の知的障害のある者、知的障害のない者まで様々な状態像があることを指す。ゆえに、本研究では、知的障害及び発達障害(とくに自閉症)のある子どもを対象とする。
- 2) ハヴィガースト(1952)は、乳幼児期の発達課題として、①歩行の獲得、②固形食摂取の学習、③話し言葉の学習、④排泄の仕方の学習、⑤性の相違と性の慎みに関する学習、⑥生理的安定の獲得、⑦社会や物事について単純な概念の形式、⑧両親、同胞、他人などとの情緒的結合、⑨善悪の区別の学習と良心の発達を挙げている。このうち、①②④⑥⑧は、「健康」の内容と共通していると考えられる。
- 3) 表2は、筆者が和歌山大学教育学部で担当している「保育内容(健康)」の2015年度のシラバス(授業計画)を一部改変したものである。
- 4) 幼稚園教育要領と特別支援学校幼稚園教育要領との相違点

の一つとして、教育目的が異なる点にある。前者は学校教育法第22条、後者が学校教育法第72条に規定する目的を達成することを基本としている。両者の詳細な比較検討については別稿の課題としたい。

文献

- 金珍熙・園山繁樹(2007)「特殊教育諸学校幼稚園における個別の指導計画に関する調査研究」『特殊教育学研究』45(4), 205-15.
- 松原豊(2010)「発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究—幼児教育における自立活動の指導について」『こども教育宝仙大学紀要』1, 65-81.
- 無藤隆監修・倉本清美編(2008)『事例で学ぶ保育内容 領域「健康」』(改訂版), 萌文書林.
- 文部科学省(2008)「幼稚園教育要領」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/you.pdf, 2016.9.1.)
- 文部科学省(2008)「幼稚園教育要領解説」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/youkaisetsu.pdf, 2016.9.1.)
- 文部科学省(2009)「特別支援学校幼稚園教育要領」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/to-kushi/1284520.htm, 2016.9.1.)
- 文部科学省(2009)「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/18/1278525.pdf, 2016.9.1.)
- 杉原隆・柴崎正行・河邊貴子編(2001)『新・保育講座 保育内容「健康」』ミネルヴァ書房.
- 吉川和幸(2015)「我が国の幼稚園における障害児保育の歴史の変遷と現在の課題」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』123, 155-173.